

新入社員が入ったら、まず受講！ 従業員教育も東京土建におまかせください！！

新入職者教育のご案内

新入職者に対して事業所が行う義務がある法定の「雇入れ時教育」の一部を実施して、事業所の負担を軽減し、各事業所では事業所ごとの独自の事項（作業手順、作業開始前点検、現場ルールなど）を教育することで、合わせて一通りの内容の「雇入れ時教育」を実施できるようにします。

日 付	2025年6月17日（火）～18日（水）	
会 場	東京土建技術研修センター（池袋）	
受 講 料	10,000 円	
内 容	●入職者に対して行う法定の「雇入れ時教育」の一部 ・建設労働の基礎知識 ・危険性の有害性（リスクアセスメント） ・保護具・職業病 ・事故時における応急処置 ●「振動工具取扱作業安全衛生教育」 ●「石綿特別教育」	
お申込み	ご所属の東京土建各支部でご相談ください	



事故防のため・従業員のキャリアパス形成ため積極的に特別教育などを受講しましょう！

労働安全衛生法 59 条（安全衛生教育）より、事業主は労働者を雇入れたときは、当該労働者に対して厚生労働省で定める基準に従って、従事する業務に関する安全や衛生のための教育を行う義務があります。教育を行わず労災事故を起こした場合、事業者は損害賠償を負うほかに 6 か月以下懲役または罰金 50 万円が科せられます。

東京土建独自の制度もぜひご活用ください！

- ①どけん共済会「資格取得祝い金」
- ②青年部「資格チャレンジ助成金」
- ★資格を取得したら、所属支部で申請しましょう

建設キャリアアップシステム (CCUS) の登録・レベル判定*も東京土建の支部で！

※レベル判定の一部職種はレベル判定の受付も可能（2024 年 3 月現在、建築大工を含む 14 職種）

東京土建技術研修センターでは現場で必須の様々な資格講習を開催！！

- ◆現場に従事する際に必ず必須の **特別教育**、**従事者教育** など
自由研削砥石、石綿、足場、フルハーネス、丸のこ従事者教育 など
- ◆現場のリーダーになるレベルアップのために必須の **作業主任者** や **職長教育** など
型枠、木建、足場、特定化学物質、有機溶剤、石綿、酸欠・硫化水素、職長・安全衛生責任者教育 (RA 含) など
- ◆就業制限のある **技能講習**
小型移動式クレーン、車両系建設機械整地・解体、玉掛 など

★詳しい日程等は今月の講習会募集を参照ください。

従業員が安全に作業できるよう、しっかり学習してもらいましょう！



東京土建一般労働組合 技術対策部
職業訓練法人東京土建技術研修センター（登録教習機関）